

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（平成17年度）

法人名	林業・木材製造業労働災害防止協会	根拠法令名	労働災害防止団体法			(平成元年7月18日民間法人化)
1. 法人の概要	業 務 の 概 要					
	<p>本会は、林業及び木材製造業を営む事業主及びその事業主の団体によって組織し、林業及び木材製造業について労働災害防止規程の設定、並びに労働者の安全及び衛生についての措置に対する援助及び指導を行うこと、その他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動を促進し、もって林業及び木材製造業における労働災害の防止を図ることを目的とする。</p>					
	役・職員数	理事長等	理事	監事	職員	
	常勤	0人	1人	0人	27人	
	非常勤	1人	63人	3人	人	
2. 事業 (1) 運営経費、補助金等		平成17年度 (A)	平成16年度 (B)	16年度比 (A/BorA-B)	補助金等割合の低減化措置の取組みの状況 (行ってない場合、低下していない場合、その理由)	
	総収入額	15.3億円	15.6億円	0.3億円	補助事業の段階的廃止 自主事業を見直し、効率的な補助金の運用を図った	
	補助金等収入額()	3.0億円	3.1億円	0.1億円		
	事業による自己収入額()	12.3億円	12.4億円	0.1億円		
	/ ×100(%)	24.4%	25.0%	97.6%	自主事業による自己収入の拡大等	
	経常的運営費用()	15.3億円	15.6億円	0.3億円	その他	
/ ×100(%)	19.6%	20.0%	98.0%			
(2)、(3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無		無			
	制度的独占となる事務・事業の場合、その事業名及び理由		(事業名) (理由)			

	制度的独占となる事務・事業の場合、当該事務・事業が従たる事務・事業にとどまっている理由	該当なし		
	制度的独占となる事務・事業の場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容	(有・無) 該当なし (内 容)		
	制度的独占となる事務・事業の場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	該当なし		
	制度的に独占でない事務・事業の場合において、実態上独占となっている場合、その内容	該当なし		
	制度的に独占でない事務・事業の場合において、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) 無 (内 容)		
(4)手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有 ・ 無	手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有 ・ 無
	名称 (法令等に基づく検定等には)	対価の額	算定根拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)	
			(決定者) (決定方法)	
	対価を徴収する事務・事業の区分 経理の有無	有 ・ 無	収支状況のインターネットでの 公表	有 ・ 無
	対価を伴う自主事業の有無	有 ・ 無	法人における純利益額	262,145円
(5)検査等の事務・事業	法令等に基づく検査等の基準の内容			規定方法
	該当なし			
(6)外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	有 ・ 無	法人の外注金額	円

	外注しなければならない理由					
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無) (内 容)				
(7)事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無(なければその理由)	(有・無)有 (内 容)文書規程、会計規程等により公正性を担保				
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容(なければその理由)	(有・無) 有 (内 容) 労働災害防止労働災害防止団体法第56条第2項及び職員就業規則第5条(禁止行為)の定めによる。				
3. 機関 (1) 役員 (除 監 査 役 員)	役員選任規程の有無	有 ・ 無	左の規程がない場合、その理由			
	役員定数	60人以上70人以内	上限と下限の幅がある場合はその幅	10人		
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によっているか	定款第18条の規定により総会等において選任・解任する。				
	任 期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) (理由)		
	在任年齢に関する規定の有無	有 ・ 無	規定の内容	65歳		
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職(現職)	前 々 職	常勤・非常勤
	会 長	飯塚昌男	平成16年6月3日	全国森林組合連合会会長		非常勤
副 会 長	庄司水	平成16年6月3日	全国木材組合連合会会長		"	
"	速水島亨	平成13年11月14日	日本林業経営者協会副会長		"	
専務理事	小田水島	平成13年7月1日	日障協常務理事	労働研修所長	常 勤	
常任理事	田邊征彦	平成15年6月2日	労災ケアセンター総務部長	群馬労働局長	非常勤	
"	大岩山剛	平成13年5月1日	北海道森林管理局次長		"	
"	岩田茂樹	平成16年6月3日	北海道森林管理局次長		"	
"	木下茂喜	平成13年11月16日	全森連副会長		"	
"	後藤隆清	平成12年5月12日	全木連副会長		"	
"	中川清一郎	平成14年7月30日	日本林業協会専務理事	勤労者退職金機構理事	"	
"	絹川明恒	平成13年11月14日	日本林業経営者協会専務理事		"	
"	渡邊恒士	平成6年5月11日	日本製紙連合会専務理事		"	
"	原田博	平成5年6月3日	全国チップ連専務理事		"	
"	佐々木巖	平成15年5月22日	全国素材協専務理事		"	

常任理事	林小吉	正吉良辰	博昭明	平成17年	5月30日	林	北海道	支部長	非常勤
"	河	松条原	昭明郎美	平成12年	9月22日	"	福島県	支部長	"
"	向遠	藤山村	一陽昌恒	平成16年	6月19日	"	東京都	支部長	"
"	杉野	根藤石	弘弘陽郎	平成10年	5月30日	"	石川県	支部長	"
"	山谷	藤石藤	一弘弘陽郎	平成15年	5月30日	"	岐阜県	支部長	"
"	大加	藤石藤	仁俊夫	平成17年	5月27日	"	静岡県	支部長	"
"	井駒	村井野	志男郎	平成16年	7月23日	"	兵庫県	支部長	"
"	岡渡	谷藤田	一男平力郎	平成16年	6月25日	"	広島県	支部長	"
"	佐土	越崎方	文昌作彦	平成13年	6月7日	"	徳島県	支部長	"
"	打篠	方東沢	一彦文昌作彦	平成14年	5月29日	"	熊本県	支部長	"
"	平坂	林方藤	六敏徳一	平成15年	10月22日	"	北海道	副支部長	"
"	大小	藤保野	吉義夫	平成10年	6月4日	"	北海道	ハクト工業社	長
"	諏内	藤中村	一吉義夫	昭和59年	6月1日	林	北海道	ハクト工業社	長
"	久水	藤中村	一吉義夫	平成14年	6月21日	"	青森県	支部長	"
"	齋田	藤中村	一吉義夫	平成12年	7月5日	"	岩手県	支部長	"
"	榛安	藤中村	一吉義夫	平成16年	5月28日	"	宮城県	支部長	"
"	辻鳥	藤中村	一吉義夫	平成16年	5月20日	"	秋田県	支部長	"
"	田橋	藤中村	一吉義夫	平成16年	7月17日	"	山形県	支部長	"
"	丸中	藤中村	一吉義夫	平成11年	6月2日	"	茨城県	支部長	"
"	前山	藤中村	一吉義夫	平成8年	6月27日	"	栃木県	支部長	"
"	山豆	藤中村	一吉義夫	平成17年	6月17日	"	群馬県	支部長	"
"	酒樋	藤中村	一吉義夫	平成15年	6月24日	"	埼玉県	支部長	"
"	俊	藤中村	一吉義夫	平成13年	5月22日	"	千葉県	支部長	"
"		藤中村	一吉義夫	平成5年	6月3日	"	神奈川県	支部長	"
"		藤中村	一吉義夫	平成15年	6月19日	"	新潟県	支部長	"
"		藤中村	一吉義夫	平成15年	6月13日	"	富山県	支部長	"
"		藤中村	一吉義夫	平成16年	6月18日	"	福井県	支部長	"
"		藤中村	一吉義夫	平成6年	6月6日	"	山梨県	支部長	"
"		藤中村	一吉義夫	平成5年	6月11日	"	長野県	森連専務理事	"
"		藤中村	一吉義夫	平成11年	5月26日	"	静岡県	森連会長	"
"		藤中村	一吉義夫	平成14年	5月28日	"	林	愛知県	支部長
"		藤中村	一吉義夫	平成16年	5月20日	"	"	三重県	支部長
"		藤中村	一吉義夫	平成16年	7月9日	"	"	滋賀県	支部長
"		藤中村	一吉義夫	平成16年	6月25日	"	"	京都府	支部長
"		藤中村	一吉義夫	平成8年	5月28日	"	"	大阪府	支部長
"		藤中村	一吉義夫	平成8年	6月1日	"	"	奈良県	支部長
"		藤中村	一吉義夫	平成17年	11月24日	"	"	和歌山県	支部長
"		藤中村	一吉義夫	平成13年	5月29日	"	"	鳥取県	支部長
"		藤中村	一吉義夫	平成元	6月15日	"	"	島根県	支部長
"		藤中村	一吉義夫	平成15年	5月20日	"	"	岡山県	支部長
"		藤中村	一吉義夫	平成12年	7月6日	"	"	山口県	支部長
"		藤中村	一吉義夫	平成11年	5月28日	"	"	香川県	支部長
"		藤中村	一吉義夫			"	"	愛媛県	支部長

理事	江口俊男 角和憲 古賀大 増山夫 平山雄 平田一 横田欽 横小路喜 久高治 晃	平成16年6月3日 平成17年6月24日 平成9年6月01日 平成17年5月24日 平成13年7月13日 平成16年8月26日 平成16年5月27日 平成12年8月19日	林防高知県支部長 災防福岡県支部長 高知佐賀県支部長 知長崎県支部長 防大分県支部長 高宮崎県支部長 知鹿児島県支部長 災沖縄県支部長		非常勤 " " " " " " " "
特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由			同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由		
役員報酬の支給基準の有無	有・無	一般への閲覧提供	有・無	インターネットによる公表	有・無
役員報酬の支給基準の内容			役員の退職金の決定方法		
役員給与規程の定めによる。			役員の退職金支給内規の定めによる。		
役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件		
有・無	・理事会（定款第34条、第28条準用） ・常任理事会（定款第35条、"）		・理事会（定款第34条、第28条準用） ・常任理事会（定款第35条、"）		
(2) 監査役員	監査役員選任規程の有無		有・無	選任規程がない場合、その理由	
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によっているか		定款第18条の規定により総会等において選任・解任する。		
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由			監査役員が理事を兼ねている場合、その理由	

任 期		2 年	2年以外の任期としている場合、 その年数、理由	(年数) (理由)	
在任年齢に関する規定の有無		有 ・ 無	規定の内容	6 5 歳	
役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職 (現 職)	前 々 職	常勤・非常勤
監 事 " "	田 宮 和 夫 大 堀 雅 義 神 山 精 二	平成15年 7月 1日 平成10年 6月 5日 平成 8年 6月 6日	高齢者協会審議役 東京都木連常務理事 栃木県森連会長	政策調査部調査第二課長	非常勤 " "
監査役員報酬 の支給基準の 有無	有 ・ 無	一般への閲覧提供	有 ・ 無	インターネットによる 公表の有無	有 ・ 無
監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員の退職金の決定方法		
役員給与規程定めによる。			役員の退職金支給内規定めによる。		
(3) 社団的 性格の法 人の総会 等	総会等の成立要件の有無と内容		総会等における議決要件の有無と内容		
	(有無) 有 (内容) 定款第 2 8 条の定めにより過半数の出席。		(有無) 有 (内容) 定款第 2 8 条の定めにより出席者の過半数。		
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容 (ない場合は、その理由)				
	総会の議事において、書面をもって表決をするか又は議決権の行使を他の者に委任した会員は、総会の出席者とみなす				
(4) 評議員 会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容		
	毎年、総合評価委員会において、前年事業運営状況を 報告し、事業運営に関する重要な事項について、意見 等を徴している。		(有無) 有 (内容) 学識経験者の中から常任理事会に諮り会長が委嘱。		
	評議員会等の構成員の役員兼任 の有無	有 ・ 無	役員を兼ねている場合、その構成比率 (兼務の役員数 / 評議員会等の構成員数 × 100)		

	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由			
	評議員選任規程の有無	有 ・ 無	左の規程がない場合、その理由	
	評議員定数	6人以上9人以内	上限と下限の幅がある場合はその幅	3人
	評議員任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	
	在任年齢に関する規定の有無	有 ・ 無	規定の内容	
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由			
	(比率) (理由)			
	評議員会規程	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件
	有 無	過半数の出席		出席委員の過半数で決する。
4. 財務及び会計基準の適用 (1) 会計基準の適用 (2) 余裕金の運用 (3) 長期借入金 (4) 引当金・特別法上の引当金	企業会計原則の適用の有無	有 ・ 無	その他法人の特性に応じ適用している、一般的かつ標準的な会計基準名	特殊法人等会計基準
	余裕金(財産)の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) (運用方法)	4千9百万円 定期預金	
	長期借入金の有無	有 ・ 無	長期借入金の返済計画の有無	有 ・ 無
	長期借入金の確実な返済計画の内容			
	引当金・特別法上の引当金	引当金・特別法上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無、公表していない場合その理由
	75百万円		(有無) 有 (理由)	

	収支決算額	15.3億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の受検の有無	有 ・ 無	
	公認会計士監査を受検していない場合、その理由	額が50億円に満たないため。			
5. 株式の保有等 (1) 基金拠出又は出資 (2) 事業報告書への記載状況	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	有 ・ 無	公益法人、株式会社等への出資の有無	有 ・ 無	
	法定の資金供給業務の場合の有無	有 ・ 無	財産の管理運用の場合の有無	有 ・ 無	
	事業報告書への内容別記載の有無、未記載の場合その理由	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの	法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの		
	名称				
	所在地				
	資本金				
	事業内容				
	役員状況				
	従業員数				
	持ち株比率				
法人との関係					
6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に		法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
	定款	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	役員名簿	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	組合員等名簿	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

	事業報告書・附属説明書類	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	損益計算書又は収支計算書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	貸借対照表	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	監事の意見書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	事業計画書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	収支予算書	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
(2)所管官 庁における業務及び財務等に関する表		所管官庁における、所管法人に関する業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
	名称	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	所管する部局（担当局担当課等）の名称	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	主たる事務所の所在地及び電話番号	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	設立年月日	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	代表者の職名及び氏名	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	主な目的及び事業	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
		所管官庁における、インターネットによる簡便なアクセスを可能とする措置の有無	有 ・ 無	無い場合、その理由（一部のみ実施の場合も含む）	
(3)所管省 庁におけ	最新の業務及び財務等に関する資料				

	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令	有 ・ 無	
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合	有 ・ 無	
(4)退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無	有 ・ 無	
	公表している主な項目	公表していない場合、その理由	
	・ 役 職 名 ・ 氏 名 ・ 就任年月日 ・ 経 歴		
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無	有 ・ 無	該当なし
	公表している主な項目	公表していない場合、その理由	
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等 (1)指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有 ・ 無	指導監督の実績及びその主な内容
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有 ・ 無	
	ただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	有 ・ 無	指導監督の実績及びその内容
	ただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無	有 ・ 無	
			指導監督基準への適合を引き続き維持するよう指導

所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	有 ・ 無	無い場合、その理由				
当該見直し結果の公表の有無	有 ・ 無	無い場合、その理由				
法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無	有 ・ 無	無い場合、その理由				
政策評価を活用しつつ、3年～5年を目標に定期的、全般的な見直しの有無	事務・事業自体の必要性	有 ・ 無	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	有 ・ 無	所要の措置の結果の公表の有無	有 ・ 無
	事務・事業を当該法人に行わせることの必要性（特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか）	有 ・ 無		有 ・ 無		
	法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性	有 ・ 無		有 ・ 無		
	法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性	有 ・ 無		有 ・ 無		
	その他	有 ・ 無		有 ・ 無		
主務大臣として、指導監督上留意している事項（国会、マスコミ等での指摘事項）						

